

平成29年度の送配電部門の収支について

平成30年7月

 北陸電力株式会社

目 次

平成29年度の送配電部門の収支について・・・1

【電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類】

- ・第1表 社内取引明細表・・・・・・・・・・2～3
- ・第2表 設備別費用明細表・・・・・・・・・・4
- ・第3表 送配電部門収支計算書・・・・・・・・・・5
- ・第4表 固定資産明細表・・・・・・・・・・6～7
- ・第5表 超過利潤計算書・・・・・・・・・・8
- ・第6表 超過利潤累積額管理表・・・・・・・・・・9
- ・第7表 特定設備投資額明細表・・・・・・・・・・10
- ・第8表 内部留保相当額管理表・・・・・・・・・・11
- ・第10表 離島供給収支計算書・・・・・・・・・・12
- ・第11表 インバランス収支計算書・・・・・・・・・・13

【電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書】

- ・独立監査人の監査報告書・・・・・・・・・・14～15

■平成29年度の送配電部門の収支について

平成29年度の送配電部門の収支について、電気事業法第22条第1項及び電気事業託送供給等収支計算規則に基づき算定した結果、当期純利益は28億円となりました。料金原価と平成29年度実績との差額である超過利潤（又は欠損）については、0.8億円の欠損となりました。

引き続き、安全最優先を前提とした効率的な設備保守・運用および工事の仕様・工法の見直しや多様な調達方策による調達コスト低減に取り組むことにより、託送費用の抑制に努めてまいります。

○送配電部門収支

項 目	金額（億円）
営業収益	1,495
営業費用	1,400
営業損益	95
営業外損益	△55
特別損益	-
税引前当期純利益	40
法人税等	11
当期純利益	28

○超過利潤（又は欠損）

項 目	金額（億円）
当期純利益	28
事業報酬額 ①	82
追加事業報酬額 ②	△1
財務費用（株式交付費，株式交付費償却， 社債発行費及び社債発行費償却を除く。）③	51
財務収益（預金利息を除く。）④	6
事業外損益 ⑤	△8
特別損益 ⑥	-
その他調整額 ⑦	1
超過利潤額（又は欠損額） （当期純利益-①-②+③-④-⑤-⑥-⑦）	△0

※ 金額：億円未満の端数を切捨て表示。

○電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類

- ・ 第1表 社内取引明細表
- ・ 第2表 設備別費用明細表
- ・ 第3表 送配電部門収支計算書
- ・ 第4表 固定資産明細表
- ・ 第5表 超過利潤計算書
- ・ 第6表 超過利潤累積額管理表
- ・ 第7表 特定投資額明細表
- ・ 第8表 内部留保相当額管理表
- ・ 第10表 離島供給収支計算書
- ・ 第11表 インバランス収支計算書

○電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書

- ・ 独立監査人の監査報告書

○過去に公表した計算書類等

- ・ 平成21年度分・平成22年度分・平成23年度分・平成24年度分・平成25年度分・平成26年度分
- ・ 平成27年度分・平成28年度分

様式第1（第2条関係）

第1表

社内取引明細表

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	10,158	基準託送供給料金相当額等取引収益	141,057
アンシラリーサービス取引費用	5,398	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
振替損失調整額取引費用	367	電気事業雑収益相当額取引収益	411
使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用	875		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用	875		
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）	172		
最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）	-		
合計	17,849	合計	141,468

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	91,482
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	41,206
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	231
予備送電サービス料金相当額取引収益	629
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△1,555
近接性評価割引相当額取引収益	△930
インバランス対応相当額取引収益	4,279
インバランスの供給相当額取引収益	5,714
合計	141,057

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
合計	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	3
変更賦課金相当額取引収益	-
契約超過金等相当額取引収益	408
合計	411

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 変更賦課金相当額取引収益は、変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 3 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
インバランス対応相当額取引費用	3,504
インバランスの買取相当額取引費用	6,654
合 計	10,158

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	5,398

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
振替損失調整額取引費用	367

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
接続供給託送収益対応分	15
基準託送供給料金相当額対応分	860
合 計	875

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(8) 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
接続供給託送収益対応分	15
基準託送供給料金相当額対応分	860
合 計	875

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(9) 消耗品費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
消耗品費用 (社内取引に係るものに限る。)	172

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(10) 最終保障供給対応取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

設備別費用明細表

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	195	-	195
給料手当	-	1	-	3,201	2,278	6,411	2,074	3,023	-	16,990
給料手当振替額(貸方)	-	Δ0	-	Δ39	Δ46	Δ85	Δ0	Δ1	-	Δ172
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	3,404	-	3,404
厚生費	-	0	-	608	443	1,204	380	802	-	3,439
委託検針費	-	-	-	-	-	890	-	-	-	896
委託集金費	-	-	-	-	-	-	12	-	-	12
雑給	-	0	-	207	112	300	176	399	-	1,203
燃料費	-	20	-	-	-	-	-	-	-	20
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	0	-	61	26	135	118	279	-	621
修繕費	-	24	-	4,299	3,046	19,839	-	829	-	28,040
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	-	-	-	992	1	675	1	4	-	1,675
賃借料	-	0	-	328	97	2,069	-	921	-	3,417
託送料	-	-	-	658	-	1	-	-	-	659
事業者間精算費	-	-	-	359	-	-	-	-	-	359
委託費	-	3	-	776	Δ74	2,144	1,478	2,777	-	7,105
損害保険料	-	-	-	0	5	2	-	0	-	8
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	0	203	-	203
養成費	-	-	-	-	-	-	-	227	-	227
研究費	-	-	-	-	-	-	-	539	-	539
諸費	-	0	-	267	51	579	262	1,495	-	2,657
貸倒損	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
固定資産税	-	0	-	1,914	1,033	2,303	-	318	-	5,571
雑税	-	0	-	9	20	8	14	82	-	135
減価償却費	-	19	-	10,617	6,216	6,004	-	1,998	-	24,856
固定資産除却費	-	11	-	2,074	1,075	1,461	-	242	-	4,866
共有設備費等分担額	-	0	-	-	-	-	-	-	-	0
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	2,593	2,593
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	303	303
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非化石証書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	Δ0	-	Δ0
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	Δ0	-	Δ0
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃炉等負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	10,903	10,903
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	1,450	1,450
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	Δ16	Δ16
社内取引費用	-	-	-	-	-	-	-	-	17,849	17,849
合計	-	84	-	26,338	14,289	43,961	4,519	17,745	33,093	140,032

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第3表

送配電部門収支計算書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	140,032	営業収益	149,553
水力発電費	-	電灯料	5
火力発電費	84	電力料	4
新エネルギー等発電費	-	地帯間販売電源料	2,394
地帯間購入電源費	2,593	地帯間販売送電料	57
地帯間購入送電費	10	他社販売電源料	-
他社購入電源費	303	(インバランス対応取引収益)	(-)
(インバランス対応取引費用)	(-)	託送収益	4,015
(インバランスの買取りに係る費用)	(303)	接続供給託送収益	3,312
他社購入送電費	-	(インバランスの供給に係る収益)	(673)
非化石証書購入費	-	その他託送収益	703
送電費	26,338	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	-
変電費	14,289	事業者間精算収益	668
配電費	43,961	電気事業雑収益	938
販売費	4,519	遅収加算料金	0
一般管理費	17,745	社内取引収益	141,468
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	(インバランス対応相当額取引収益)	(4,279)
廃炉等負担金	-	(インバランスの供給相当額取引収益)	(5,714)
電源開発促進税	10,903		
事業税	1,450		
開発費	-		
開発費償却	-		
電力費振替勘定(貸方)	Δ16		
社内取引費用	17,849		
(インバランス対応相当額取引費用)	(3,504)		
(インバランスの買取相当額取引費用)	(6,654)		
営業利益(又は営業損失)	9,520		
営業外費用	6,477	営業外収益	970
財務費用	5,282	財務収益	631
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(20)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(139)		
(社債発行費償却)	(-)	事業外収益	339
事業外費用	1,195		
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	4,013		
法人税等	1,131		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	2,882		

- (注) 1. 送配電部門収支計算書等の作成基準
本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年 経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。
2. 託送供給等収支配分基準
一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 1 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

固定資産明細表
平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区分	期首残高				期中増減額			期末残高				
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	336	7	280	48	100	-	Δ9	436	7	271	157	
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建物	49	-	24	24	0	-	3	50	-	27	22	
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
機械装置	282	7	252	22	99	-	Δ12	381	7	240	134	
備品	4	-	3	0	-	-	0	4	-	3	0	
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	436,991	14,656	274,095	148,239	6,168	432	8,142	443,160	15,089	282,238	145,833	
土地	17,732	2,256	-	15,475	148	Δ4	-	17,880	2,252	-	15,627	
建物	406	-	246	159	Δ1	-	9	405	-	256	148	
構築物	338,489	8,592	221,954	107,942	5,181	415	5,951	343,671	9,008	227,906	106,756	
機械装置	41,221	98	30,594	10,528	606	22	520	41,827	121	31,115	10,590	
備品	918	-	802	115	58	-	15	976	-	817	159	
リース資産	13	-	4	8	7	-	0	21	-	5	15	
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産	38,209	3,708	20,491	14,009	168	Δ1	1,645	38,378	3,706	22,137	12,534	
変電設備	333,221	3,660	242,904	86,656	1,786	498	2,322	335,008	4,158	245,227	85,622	
土地	27,593	2,480	-	25,113	1	Δ0	-	27,595	2,480	-	25,114	
建物	14,959	187	10,874	3,898	211	Δ0	239	15,171	187	11,113	3,871	
構築物	1	-	1	-	Δ0	-	Δ0	1	-	1	-	
機械装置	289,218	993	230,977	57,247	1,670	498	2,183	290,889	1,491	233,161	56,237	
備品	1,043	-	891	151	Δ19	-	Δ22	1,023	-	868	154	
リース資産	20	-	10	10	Δ4	-	Δ4	16	-	6	10	
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産	383	0	148	234	Δ72	Δ0	Δ72	310	0	75	234	
配電設備	401,011	9,612	236,256	155,143	4,744	185	3,757	405,755	9,797	240,013	155,944	
土地	725	251	-	473	0	0	-	725	251	-	473	
建物	1,093	-	644	449	0	-	39	1,093	-	684	409	
構築物	372,548	9,337	220,129	143,081	3,914	182	3,516	376,463	9,519	223,646	143,297	
機械装置	22,389	18	11,738	10,632	777	2	233	23,167	20	11,972	11,174	
備品	3,481	5	3,159	316	26	0	Δ52	3,507	5	3,107	394	
リース資産	43	-	21	22	17	-	Δ2	61	-	19	41	
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産	729	0	561	167	7	0	21	737	0	583	153	

業務設備	65,891	2,838	43,431	19,620	Δ 2,692	Δ 251	Δ 1,006	63,198	2,587	42,425	18,185
土地	6,293	1,261	-	5,032	Δ 477	Δ 189	-	5,816	1,072	-	4,743
建物	37,431	1,523	27,780	8,126	Δ 1,638	Δ 48	Δ 1,280	35,793	1,475	26,499	7,817
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	18,571	49	12,879	5,642	Δ 496	Δ 13	265	18,074	35	13,145	4,893
備品	3,149	3	2,513	632	Δ 100	Δ 0	1	3,049	2	2,515	531
リース資産	53	-	22	30	30	-	7	84	-	29	54
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	391	0	235	155	Δ 10	Δ 0	0	381	0	235	145
建設仮勘定	8,341	-	-	8,341	1,566	-	-	9,907	-	-	9,907
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	0	-	-	0	Δ 0	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	3,574	-	-	3,574	1,250	-	-	4,825	-	-	4,825
変電設備	1,063	-	-	1,063	38	-	-	1,102	-	-	1,102
配電設備	2,448	-	-	2,448	88	-	-	2,536	-	-	2,536
業務設備	1,254	-	-	1,254	190	-	-	1,444	-	-	1,444
合計	1,245,793	30,775	796,969	418,048	11,674	864	13,207	1,257,467	31,639	810,176	415,651

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限る、その採用が原則とされているものを除く。）
有形固定資産は定率法によっている。
無形固定資産は定額法によっている。
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - 償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨
 - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

・主要件名別帳簿原価期中増減明細

(単位 百万円)

	期中増加		期中減少	
	件名	金額	件名	金額
送電設備	J D I 白山支線新設	1,102	日カ魚津線撤去	230
	日医工支線新設	301	上市川線一部撤去 (No.10~No.41)	163
	金津線一部支障移設 (No.47~No.52)	289		
変電設備	能登部変電所 母線改修	516	新小松変電所 4号変圧器撤去	254
	南福岡変電所 連系用変圧器増設	378	新富山変電所 制御盤撤去	139
	新寺田変電所 連系用変圧器取替	208		

- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

超過利潤計算書
平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失) (①)	2,882
送配電部門の事業報酬額 (②)	8,294
追加事業報酬額 (③)	Δ 102
送配電部門の財務費用 (株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。) (④)	5,142
送配電部門の財務収益 (預金利息を除く。) (⑤)	610
送配電部門の事業外損益 (⑥)	Δ 856
送配電部門の特別損益 (⑦)	-
その他の調整額 (⑩=⑧-⑨)	163
インバランス取引等損益 (⑧)	131
(インバランス取引損益)	(5)
(最終保障供給取引損益)	(-)
法人税補正額 (⑨)	Δ 32
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (⑪=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑩)	Δ 85
うち想定原価と実績費用との乖離額	Δ 3,319

(記載注意)

- 1 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 2 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 3 インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からインバランスの取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 4 インバランス取引損益は、様式第1第11表のインバランス収支計算書に記載された営業利益(又は営業損失)の額とすること。
- 5 最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益(基準託送供給料金に相当する額を除く。)から最終保障供給に係る費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)を控除した額とすること。
- 6 法人税補正額は、送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 7 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 8 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

超過利潤累積額管理表
平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)① (うち前期乖離額累積額)⑦	Δ 740 (Δ 1,112)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)② (うち想定原価と実績費用との乖離額)⑧	Δ 85 (Δ 3,319)	
還元額③	-	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)④=①+②-③ (うち当期乖離額累積額)⑨=⑦+⑧	Δ 826 (Δ 4,432)	
一定水準額⑤	7,920	平均帳簿価額 416,850百万円 事業報酬率 1.9%
一定水準超過額⑥=④-⑤	-	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額(又は当期欠損額)に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。)乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第7表

特定設備投資額明細表

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区間又は場所	当期投資額	投資累積額
東京中部間直流連系設備関連（東京電力分） ①飛驒信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛驒変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村		
東京中部間直流連系設備関連（中部電力分） ①飛驒分岐線 ②飛驒変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No. 115～飛驒変換所 ②岐阜県高山市		
合 計		419	776

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

(記載注意)

- 1 当期投資額及び投資累積額は、期中に工事費負担金等を受領した場合には、当期投資額及び投資累積額からその受領した工事費負担金等に相当する額を控除した額とすること。
- 2 必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第8表

内部留保相当額管理表

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額(①)	1,825	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△85	
還元額(③)	-	
インバランス取引損益(④)	5	
最終保障供給取引損益(⑤)	-	
当期特定設備投資額(⑥)	419	
当期内部留保相当額(⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	1,326	還元義務額残高なし

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

離島供給収支計算書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	84	営業収益	6
水力発電費	-	電灯料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	2
火力発電費	84	（燃料費調整分）	(-)
新エネルギー等発電費	-	電力料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	2
他社購入電源費	-	（燃料費調整分）	(-)
非化石証書購入費	-	他社販売電源料	-
販売費	0	託送収益	-
		接続供給託送収益	-
		（離島ユニバーサルサービス費）	(-)
		（燃料費調整分）	(-)
		電気事業雑収益	0
		遅収加算料金	-
		社内取引収益	-
		（離島ユニバーサルサービス費相当額）	(-)
		（燃料費調整分相当額）	(-)
営業利益(又は営業損失)	Δ77		
営業外費用	2	営業外収益	0
財務費用	1	財務収益	0
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(0)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(0)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	0	事業外収益	0
特別損失	-	特別利益	-
税引前離島部門当期純利益(又は税引前離島部門当期純損失)	Δ79		
法人税等	-		
離島部門当期純利益(又は離島部門当期純損失)	Δ79		

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
- 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

インバランス収支計算書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	13,055	営業収益	13,061
地帯間購入電源費	2,593	地帯間販売電源料	2,394
他社購入電源費	303	他社販売電源料	-
(インバランス対応取引費用)	(-)	(インバランス対応取引収益)	(-)
(インバランスの買取りに係る費用)	(303)	託送収益	673
社内取引費用	10,158	接続供給託送収益	673
(インバランス対応相当額取引費用)	(3,504)	(インバランスの供給に係る収益)	(673)
(インバランスの買取相当額取引費用)	(6,654)	(インバランスリスク料に係る収益)	(0)
		社内取引収益	9,994
		(インバランス対応相当額取引収益)	(4,279)
		(インバランスの供給相当額取引収益)	(5,714)
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	(0)
営業利益 (又は営業損失)	5		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- インバランス収支計算書の作成に関する会計方針 (重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額 (ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は財務諸表及びインバランス収支計算書を含む送配電部門収支計算書等には計上していない。なお、平成29年度における確定額は、営業費用13,231百万円 (地帯間購入電源費2,593百万円、他社購入電源費345百万円、社内取引費用10,293百万円) 及び営業収益13,331百万円 (地帯間販売電源料2,394百万円、託送収益674百万円、社内取引収益10,263百万円) である。
インバランスの供給に係る電力量及びインバランスの買取りに係る電力量については、集約期間における三十分を単位とした同一の時間帯において、バラシンググループ毎の電力量を積み上げる方法で算出している。
- インバランスの供給に係る電力量 (kWh) 及びインバランスの買取りに係る電力量 (kWh)
インバランスの供給に係る電力量は688百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は776百万kWhである。また、平成29年度におけるインバランスの供給に係る電力量の確定値は709百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は791百万kWhである。
- インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号) 第21条第2号に掲げる額を記載すること。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月26日

北 陸 電 力 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春 日 淳 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年 経済産業省令第2号）（以下「託送収支計算規則」という。）第3条の規定に基づき、北陸電力株式会社の第94期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、設備別費用明細表、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、特定設備投資額明細表、内部留保相当額管理表、離島供給収支計算書、インバランス収支計算書及びそれらの注記について監査を行った。

送配電部門収支計算書等に対する経営者の責任

経営者の責任は、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して送配電部門収支計算書等を作成することにある。また、送配電部門収支計算書等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない送配電部門収支計算書等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、送配電部門収支計算書等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による送配電部門収支計算書等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、送配電部門収支計算書等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め送配電部門収支計算書等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、すべての重要な点において、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して作成されているものと認める。

送配電部門収支計算書等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、送配電部門収支計算書等は、北陸電力株式会社が託送収支計算規則第4条の定めにより、経済産業大臣に提出するために、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

北陸電力株式会社は、上記の送配電部門収支計算書等のほかに、平成30年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して平成30年5月11日(会社法監査)及び平成30年6月27日(金融商品取引法監査)に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上